

社会福祉法人 旭川聖会 役員等報酬規程

（目的）

第一条 本規定は、社会福祉法人旭川聖会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等に関する必要な事項を定めるものである。

（役員等の報酬）

第二条 社会福祉法人旭川聖会（以下「当法人」という）の役員等の報酬は支給しないものとする。

（費用の弁済）

第三条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用を実費弁済することができる。

2 費用については旅費規定に定めるところにより弁済する。

（改廃）

第四条 本規定は評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

この規則は平成29年4月1日から施行する。